

豊橋市議会だより広告原稿作成要領

「市議会だより」に広告掲載を申し込む場合は、以下の作成要領により広告原稿を作成するものとする。

1 規格

- (1) 大きさ 天地：55mm 左右：85mm ※広告枠は同号2枠のみ結合可
- (2) 配色 4色（シアン・マゼンダ・イエロー・ブラック） ※JIS規格の色に限る

2 データ作成に使用するアプリケーション

(1) Adobe Illustrator

- (ア) CMYK モードで作成すること。
- (イ) 広告原稿データにはアウトラインをかけてEPS形式で保存すること。
- (ウ) トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外しておくこと。
- (エ) バージョンは、CS5 までとする。

(2) Adobe Photoshop

- (ア) 広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度300dpiにすること。
- (イ) レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること。
- (ウ) 入稿には配置されたすべての画像データを提出すること。
- (エ) バージョンは、CS5 までとする。

3 著作権

広告原稿データに、イラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、広告主が著作権の確認を行い、著作権使用料が発生する場合はその支払いをすること。

4 データの提出

- (1) 広告原稿データは、電子メールまたはCD等のメディアで提出すること。ただし、提出したメディアの返却はしない。
- (2) Adobe Illustrator で広告原稿を作成したときは、アウトラインをかける前のデータとアウトラインをかけた後のデータを併せて提出すること。
- (3) Adobe Illustrator または Adobe Photoshop で作成した広告原稿データの他に、Adobe PDF形式のデータを併せて提出すること。

5 その他

広告原稿データの修正は、市議会では行わない。データの提出後に修正がある場合は、市議会だより広告申請内容変更届に修正後のデータを添付して、期限までに届け出すこと。また、色校正は市議会に一任すること。

6 問合せ先

豊橋市議会局議事課

TEL：0532-51-2920 FAX：0532-55-9020

E-mail：gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp